

大和市告示第55号

大和市法律援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月20日

大和市長 大 木 哲

大和市法律援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市法律援助事業費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第178号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「補助事業者」という。）」を削り、「法律扶助事業」を「法律援助事業」に改める。

第2条を次のように改める。

（補助事業）

第2条 補助事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 刑事被疑者弁護援助事業
- (2) 少年保護事件付添援助事業
- (3) 子どもに対する法律援助事業
- (4) 犯罪被害者法律援助事業

第3条中「前条に掲げる事業」を「補助事業」に改め、「経費」の次に「に相当する額」を加え、「1件あたりの上限を60,000円とする（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）」を「76,700円を上限とする」に改める。

第4条中「補助金の交付を受けようとする補助事業者」を「申請者」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第6条とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。